

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
17	母子保健管理システム 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

山陽小野田市は、母子保健管理システムにおける特定個人情報保護ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

山陽小野田市長

公表日

令和6年10月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子保健に関する事務
②事務の概要	・母子保健法に基づき情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理に関する事務を行う。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。 母子保健法による ①第10条の保健指導の実施又は保健指導を受けることの勧奨に関する事務 ②第11条の新生児の訪問指導の実施に関する事務 ③第12条第1項の健康診査の実施又は第13条の健康診査の実施若しくは健康診査を受けることの勧奨に関する事務 ④第15条の妊娠の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査に関する事務 ⑤第16条第1項の母子健康手帳の交付に関する事務 ⑥第17条第1項の妊産婦の訪問指導の実施又は診察を受けることの勧奨に関する事務 ⑦第18条の低体重児の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査に関する事務 ⑧第19条第1項の未熟児の訪問指導の実施に関する事務 ⑨マイナポータルのサービス検索・電子申請機能を利用したオンライン申請受付 ⑩マイナポータルのお知らせ機能を利用した通知
③システムの名称	母子保健管理システム サービス検索・電子申請機能(マイナーポータル)
2. 特定個人情報ファイル名	
健康管理システムデータベースファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表の70の項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 (情報提供の根拠) ・80及び95の項 (情報照会の根拠) ・95及び96の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	山陽小野田市 福祉部 健康増進課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	山陽小野田市 総務部 総務課 総務法制係(電話)0836-82-1121
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	山陽小野田市 福祉部 健康増進課 (電話)0836-71-1815
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [○]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の保管・消去	[]	<選択肢>

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報の記載がある申請書等(USBメモリを含む。)の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐ <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ☐ <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
	当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐ <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	システムへのアクセスが可能な職員は、パスワードによる認証によって限定しており、アクセス可能な職員の名簿を年度ごとに作成することで、アクセス権限の適切な管理を行っている。また、アクセスログを記録し、定期的に分析することで不正なアクセスがないことを確認している。さらに、個人番号は通常システムでは表示されることはなく、管理者パスワードでログインした際のみ表示される仕様であり、また管理者パスワードの漏洩防止措置を徹底している。これらの対策を講じていることから、権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年4月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(別表第二における情報提供の根拠) ・56の2の項 (別表第二における情報照会の根拠) ・70の項	(別表第二における情報提供の根拠) ・56の2、69の2の項 (別表第二における情報照会の根拠) ・69の2、70の項	事前	—
令和6年10月1日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一の49の項及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第40条	番号法第9条第1項、別表の70の項	事後	番号法の改正(令和5年法律第48号、令和6年5月27日施行)に伴う修正
令和6年10月1日	I 関連情報 3.個人番号の利用 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(別表第二における情報提供の根拠) ・56の2、69の2の項 (別表第二における情報照会の根拠) ・69の2、70の項	・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 (情報提供の根拠) ・80及び95の項 (情報照会の根拠) ・95及び96の項	事後	番号法の改正(令和5年法律第48号、令和6年5月27日施行)に伴う修正
令和6年10月1日	I 関連情報 3.個人番号の利用 7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	法制係	総務法制係	事後	市機構改革に伴う修正
令和6年10月1日	IVリスク対策 8.人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	様式の変更により新設	十分である	事前	—
令和6年10月1日	IVリスク対策 8.人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か 判断の根拠	様式の変更により新設	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報の記載がある申請書等(USBメモリを含む。)の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄	事前	—
令和6年10月1日	IVリスク対策 11.最も優先度が高いと考えられる対策 最も優先度が高いと考えられる対策	様式の変更により新設	3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策	事前	—
令和6年10月1日	IVリスク対策 11.最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】	様式の変更により新設	十分である	事前	—
令和6年10月1日	IVリスク対策 11.最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】 判断の根拠	様式の変更により新設	システムへのアクセスが可能な職員は、パスワードによる認証によって限定しており、アクセス可能な職員の名簿を年度ごとに作成することで、アクセス権限の適切な管理を行っている。また、アクセスログを記録し、定期的に分析することで不正なアクセスがないことを確認している。さらに、個人番号は通常システムでは表示されることはなく、管理者パスワードでログインした際のみ表示される仕様であり、また管理者パスワードの漏洩防止措置を徹底している。これらの対策を講じていることから、権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事前	—